

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	一
告示		
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	三
○認証食品の認証	(食産業振興課)	三
○肥料の登録	(農産園芸環境課)	三
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	四
○肥料の登録事項の変更	(同)	四
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	五
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	五
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	六
○河川予定地の指定	(河川課)	六
○事務所の所在地等を確認できない宅地建物取引業者	(建築宅地課)	七
○土地改良事業の施行の認可	(北部地方振興事務所)	七
公告		
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	七
○公開口頭審理の開催		
人事委員会		
○定期監査等の結果の公表		
監査委員		
		八

規則

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「同条第一項」を、「任期付職員条例第二条第一項」に改める。

第十五条中、「クロアチア」の下に、「コソボ」を加える。

別表第四中、「川崎市」の下に、「相模原市」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の旅費支給規則別表第四の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則(平成七年宮城県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号(一)の表備考7の表湖沼の項中

池 化女沼ダム貯水 大崎市

池 川原子ダム貯水 白石市

伊豆沼 登米市及び栗原市
内沼 登米市及び栗原市
長沼 登米市
平沼 登米市

宿の沢ダム貯水 栗原市及び大崎市
池 登米市

を

に

を

告 示

○宮城県告示第九百四号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十二年十月二十五日	角田市 角田	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市市民センター 一階展示室
十月二十六日	角田市 豊室・横倉・小田・北郷・西根・桜	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市市民センター 一階展示室
十月二十七日	角田市 枝野・藤尾・東根	午前十時三十分から午後二時三十分まで	角田市市民センター 一階展示室
十月二十八日	巨理町 全 域	午前十時から午後二時三十分まで	巨理町佐藤記念体育館
十月二十九日	巨理町 全 域	午前十時から午後二時三十分まで	巨理町佐藤記念体育館

○宮城県告示第九百五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十二年三月二日	第五六八号	副産石灰肥料	蚯石衛門 Rich Supple Ca				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社グリーンマン	宮城県大崎市松山千石字鶴田一五番地三	平成二十八年三月二日
平成二十二年三月二日	第五六七号	副産石灰肥料	蚯石衛門				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社グリーンマン	宮城県大崎市松山千石字鶴田一五番地三	平成二十八年三月二日
平成二十二年三月二日	第五六八号	副産石灰肥料	蚯石衛門 Rich Supple Ca	五〇・〇	五〇・〇	アルカリ分	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社グリーンマン	宮城県大崎市松山千石字鶴田一五番地三	平成二十八年三月二日

を次のとおり認証した。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
九十四	油揚げ	有限会社ほし食品 代表取締役 星 孝	有限会社ほし食品	遠田郡美里町字藤ヶ崎町四二
九十七	豆腐	有限会社そむや 代表取締役 齊藤 雄	有限会社そむや	黒川郡大和町もみじヶ丘一丁目二八・一二
百十二	あられ類	みやぎのあられ株式会社 代表取締役 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五一
百二十	農産物漬	愛・らんど松島加工部会 代表 太 齋 は ま子	仙台農業協同組合 愛・らんど松島	宮城県松島町磯崎字新浜二一九
百八十	焼き魚介類	有限会社ウツミ水産 代表取締役 内海 春 寿	有限会社ウツミ水産	宮城県利府町赤沼字井戸尻六八

二 認証年月日

平成二十二年九月八日

○宮城県告示第九百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十二年四月八日	第五六九号	副産石灰肥料	三陸45(カキ殻有機石灰)				四・五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社北興物産	宮城県気仙沼市常楽一四八番地二〇	平成二十八年四月七日
平成二十二年五月三十一日	第五七〇号	副産石灰肥料	南三陸かきがら副産石灰				四・八・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社三和産業	岩手県一関市東山町松川字深堀五四番地一	平成二十八年五月三十日
平成二十二年六月二十四日	第五七一号	副産石灰肥料	ミネラルたっぷり特許の肥料				四・五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社アイズ・ヒーマンライフ	福島県福島市沖高字東原一番地の一五	平成二十八年六月二十三日
平成二十二年七月六日	第五七二号	副産動物質肥料	副産動物F15	一五・〇				含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南三丁目二六番地	平成二十五年七月五日

○宮城県告示第九百七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間の更新をした。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号(宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名又は名称	生産業者の住所	有効期限
平成二十二年四月二日	第五三二号	副産石灰肥料	シエル一〇〇%肥料	窒素全量	りん酸全量	加里全量		三浦 涉	宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の頭九番地	平成二十八年五月二十五日
平成二十二年五月十四日	第五二四号	乾燥菌体肥料	FSMP111	一・〇	一・〇		含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南三丁目二六番地	平成二十五年七月十日

○宮城県告示第九百八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に係る変更の届出があった。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号(宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更事項	変更の内容		変更年月日
第五五七号	副産石灰肥料	蛎太郎	株式会社グリーンマン 宮城県大崎市松山千石字鶴田一一五番地三	社名及び住所	変更前	変更後	平成二十一年十二月七日
					株式会社ナノミネラルファーター ライザー 宮城県石巻市流留字町一番地二	株式会社グリーンマン 宮城県大崎市松山千石字鶴田一一五番地三	

○宮城県告示第九百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年八月から二十二年三月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析項目	検査項目	
魚かす粉末	気仙沼センター水産加工業協同組合	気仙沼弁天魚粕	主成分・TN、TP	TP成分不足	立入年月日 二十二年三月十一日
副産石灰肥料	遠藤 文吾	四五・〇かき副産石灰南三陸一号	主成分・AL		立入年月日 二十二年三月十一日

(注) 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
三 主成分の略号は次のとおりである。

TN：窒素全量、TP：りん酸全量、TK：加里全量、AL：アルカリ分

○宮城県告示第九百十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十一年八月から二十二年三月分

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果							備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)	その他検査
たい肥	有限会社蔵王高原牧場	牛ふんたい肥	一・〇四	一・〇六	二・六六				一〇・一五	五八・五		立入年月日 二十一年七月十六日
たい肥	有限会社吉田畜産	牛ふんたい肥	〇・四五	一・〇三	〇・九五				一七・一一	七〇・一		立入年月日 二十一年七月十六日

たい肥	丹野 均	牛ふんたい肥	一・六九	二・二七	二・二二				一一・三二	二四・五	立入年月日 二十一年七月二 十二日
たい肥	角田市農業の館	館の堆肥	一・一五	一・五三	一・五七				一〇・三	四〇・四	立入年月日 二十一年十月二 十九日
たい肥	みやぎ仙南農業協同組合	J A有機肥料	二・五〇	二・〇一	一・五五				八・〇	三六・二	立入年月日 二十一年十月二 十九日
たい肥	株式会社ヒルズ	豚ふんたい肥	三・四三	五・六五	二・一四	三三三	八八四		六・一	二七・九	立入年月日 二十一年十月三 十日
たい肥	あさひな農業協同組合	郷の有機 (あさひな農協オーガ ニックブランド)	一・一三	〇・八六	〇・六一				一九・八	四八・四	立入年月日 二十二年一月二 十一日
たい肥	株式会社布田牧場	ザ・ベース	一・四五	〇・七五	一・三八				一三・二	五二・六	立入年月日 二十二年一月二 十一日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

T N・窒素全量、T P・りん酸全量、T K・加里全量、T C u・銅全量、T Z n・亜鉛全量、T C a O・石灰全量、C / N・炭素窒素比、水分・水分含量

二 分析値は、T C u及びT Z nについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第九百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営高城地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年九月二十一日から平成二十二年十月二十日まで

三 縦覧場所

色麻町役場、加美町役場

○宮城県告示第九百一十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（図面省略）

一 区間

起点 左岸 名取市植松字稔田二二三番一

右岸 名取市植松字稔田八八番四

終点 左岸 名取市下増田字前干場四番三

右岸 名取市下増田字前干場四番一地先

二 大字

名取市植松、杉ヶ袋及び下増田並びに岩沼市下野郷

○宮城県告示第九百十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の名称

最上ホーム

二 代表者の氏名

阿部 岳重

三 事務所の所在地

仙台市若林区沖野二丁目二十番十号一〇三

四 免許年月日及び免許番号

平成二十年七月二十三日 宮城県知事(三)第四千六百二十七号

○宮城県告示第九百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、美里東部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）の施行を平成二十二年九月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年九月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年九月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市小山二丁目三番二十五・二号メソンド桐
B二〇一号

橋口 英樹
橋口 恵子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

名取市上余田字千刈田二番六、二番七、二番八、
二番九、二番十、二番十一、二番十二、二番十三、二番十四、
二番十五、二番十六及び三番一並びに二番十九、二番
二十の各一部

気仙沼市唐桑町港七十七番地一
株式会社マル二

人 事 委 員 会

○元教育職員新山伸一に対する平成二十一年三月十八日付け懲戒処分について、第一回口頭審理を次により行う。

平成二十二年九月二十一日

宮 城 県 人 事 委 員 会

一 日時

平成二十二年十月二十日 午前十時

二 場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政舎 十八階 一八〇二会議室

傍聴券の交付は、審理廷入口において先着二十名限り交付します。
なお、傍聴者の入場は、午前九時三十分からです。

留 柯 察 帳

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項，第2項及び第4項の規定により平成22年7月
から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成22年9月21日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関 監査実施日

○総務部

本庁

秘書課

人事課・行政管理室

行政経営推進課

職員厚生課

私学文書課・県政情報公開室

広報課

財政課

税務課・地方税徴収対策室

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

管財課・財産利用推進室

危機対策課

消防課（防災ヘリコプター管理事務所を含む）

○企画部

本庁

企画総務課

政策課・行政評価室

地域振興課

総合交通対策課
土地対策課

統計課

情報政策課・情報産業振興室

情報システム課

○環境生活部

本庁

環境生活総務課

環境政策課

環境対策課・原子力安全対策室

自然保護課

食と暮らしの安全推進課

資源循環推進課

廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

消費生活・文化課

共同参画社会推進課

○保健福祉部

本庁

保健福祉総務課

社会福祉課

医療整備課

長寿社会政策課・介護保険室

健康推進課・疾病・感染症対策室

子ども家庭課・子育て支援室

障害福祉課

薬務課

国保医療課

○経済商工観光部

本庁

経済商工観光総務課・富県宮城推進室

新産業振興課

○労働委員会事務局

7月22日

2 監査結果

平成21年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 税務課・地方税徴収対策室

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 3,067,580,116円

過年度分 5,700,994,581円

合 計 8,768,574,697円

・ H20年度収入未済額

現年度分 3,170,285,635円

過年度分 4,997,142,850円

合 計 8,167,428,485円

(2) 情報政策課・情報産業振興室

補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金

・ H21年度収入未済額

現年度分 19,487,000円

(3) 廃棄物対策課・竹の内産業処分場対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 330,017,612円

過年度分 163,937,344円

合 計 493,954,956円

・ H20年度収入未済額

現年度分 67,309,098円

過年度分 96,628,246円

合 計 163,937,344円

(4) 子ども家庭課・子育て支援室

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H21年度収入未済額

現年度分 16,709,464円

過年度分 57,541,987円

合 計 74,251,451円

・ H20年度収入未済額

現年度分 16,070,486円

過年度分 50,129,691円

合 計 66,200,177円

○児童保護費

・ H21年度収入未済額

現年度分 3,980,760円

過年度分 13,253,233円

合 計 17,233,993円

・ H20年度収入未済額

現年度分 4,398,594円

過年度分 11,413,679円

合 計 15,812,273円

(5) 新産業振興課

普通財産の土地貸付に係る使用料において、6ヶ月以上の調定遅延が認められたので、今後再

差ししないように対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 貸付内容 技術開発研究会館敷地
- ・ 貸付年月日 平成21年4月1日
- ・ 貸付期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで
- ・ 調定年月日 平成22年1月12日(平成21年度分)
- ・ 調定金額 693,720円

(6) 農林水産経営支援課

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・ H21年度収入未済額
- 現年度分 3,242,000円
- 過年度分 10,051,000円
- 合 計 13,293,000円
- ・ H20年度収入未済額
- 現年度分 295,000円
- 過年度分 10,016,000円
- 合 計 10,311,000円

(7) 林業振興課

補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- 国産材産地体制整備事業補助金及び地域材ブランド化促進事業補助金
- ・ H21年度収入未済額
- 現年度分 27,214,804円

(8) 水産業基盤整備課

特別納付金(第三創業丸の行政代執行に係る費用)において、債務者に対して納付命令していただくもの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・ H21年度収入未済額

現年度分 8,742,300円

(9) 都市計画課

土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- ・ H21年度収入未済額
- 現年度分 199,455,614円
- 過年度分 37,772,088円
- 合 計 237,227,702円
- ・ H20年度収入未済額
- 現年度分 35,651,541円
- 過年度分 2,120,547円
- 合 計 37,772,088円

(10) 住宅課

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

- 県営住宅使用料
- ・ H21年度収入未済額
- 現年度分 99,310,031円
- 過年度分 166,892,583円
- 合 計 266,202,614円
- ・ H20年度収入未済額
- 現年度分 82,055,142円
- 過年度分 149,508,863円
- 合 計 231,564,005円
- 県営住宅駐車場使用料
- ・ H21年度収入未済額
- 現年度分 8,147,600円
- 過年度分 7,769,264円
- 合 計 15,916,864円

<p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 6,814,500円</p> <p>過年度分 6,596,980円</p> <p>合 計 13,411,480円</p> <p>(1) 警察本部</p> <p>放置違反金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○放置違反金</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,799,000円</p> <p>過年度分 25,180,536円</p> <p>合 計 37,979,536円</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 16,319,000円</p> <p>過年度分 23,756,336円</p> <p>合 計 40,075,336円</p> <p>○損害賠償金</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,021,450円</p> <p>過年度分 12,974,400円</p> <p>合 計 13,995,850円</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,574,600円</p> <p>過年度分 11,434,350円</p> <p>合 計 14,008,950円</p> <p>(2) 高校教育課，義務教育課・特別支援教育室</p> <p>県立学校における学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じるとともに、指導徹底を図りたい。</p> <p>(内容)</p>	<p>○米谷工業高等学校</p> <p>・ 職員による私的流用金額 約480,000円</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで</p> <p>○仙台西高等学校</p> <p>・ 職員による私的流用金額 6,689,098円</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで</p> <p>○船岡支援学校</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで</p> <p>○職員による私的流用金額 6,976,081円</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで</p> <p>(3) 米谷工業高等学校</p> <p>保護者から納入された寄宿舎に係る寮費等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらる。</p> <p>(内容)</p> <p>・ 職員による私的流用金額 約480,000円</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで</p> <p>(4) 仙台西高等学校</p> <p>学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらる。</p> <p>(内容)</p> <p>・ 職員による私的流用金額 6,689,098円</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで</p> <p>(5) 船岡支援学校</p> <p>団体会計等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらる。</p> <p>(内容)</p> <p>・ 職員による私的流用金額 6,976,081円</p> <p>・ 私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで</p>
---	---